

明和町ふれあいサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域住民の手によって子供から高齢者までが地域で安心して生き生きとした生活を送ることができる相互支援システムを身近な範囲に構築し、住民の福祉意識の向上を図るとともに、潜在的ニーズを掘り起こし今後の社会福祉協議会活動へつなげていくことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、明和町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が事業主体者として事業実施のための要綱を定め、町内各行政区の住民が実施主体者として事業を実施する。

(対象者の範囲)

第3条 この事業の対象者は、すべての地域住民とするが、ひとり暮らし、虚弱のため家に閉じこもりがちな高齢者、障害者とその家族、子育て中の親等、社会的孤立・不安を抱える人々と住民（ボランティアを含む）との交流を通じて「孤立の予防」「生きがいづくり」「介護予防」「子育て支援」の効果を期待できる活動とすること。

(活動内容)

第4条 この事業における活動内容は、参加者が主体的に運営していくことを基本として、相互に話し合い、参加者の興味関心に沿ったものとする。（茶話会、レクリエーション、趣味教養講座、介護教室、世代間交流、講演会、会食など）

2 町社協は、地域住民が活動を取り組みやすくするための相談・支援、条件整備につとめること。

(実施回数)

第5条 活動の実施回数については、原則年12回以上とし、定期的開催が可能な地域組織とする。ただし、1回の開催につき概ね5名以上の参加とし、複数のグループが合同で開催することもできる。

(実施場所)

第6条 事業の実施場所は、コミュニティセンター、公民館、集会所、社寺、民家などとし、参加者が徒歩で通える範囲で、気軽に立ち寄れる場所とする。

(補助の申請)

第7条 この事業における活動実施のため補助を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に必要書類を添付し、町社協会長へ申請するものとする。

(補助金交付の決定)

第8条 町社協会長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金額)

第9条 補助金の額は、町社協の予算の範囲内とし、算出は次に定める額の合計額とする。

(1) 基本金 1サロン年額 20,000円

(2) 人数加算額（利用者・協力者合計）

5～10人 5,000円

11～15人 10,000円

16～20人 15,000円

21～25人 20,000円

26～30人 25,000円

31～ 30,000円

(補助金の概算払い請求)

第10条 補助金の交付決定を受けたサロングループは、概算払いを請求できる。概算払い請求を行う場合は、補助金概算払請求書（様式3）に必要事項を記入し、町社協会長に請求しなければならない。また、補助金概算払請求額は町社協会長の定めるものとする。

(活動の報告)

第11条 補助金の交付を受けたサロングループは、年度終了後1ヶ月以内に、実績報告書（様式2）に関係書類を添えて、町社協会長へ事業の完了を報告しなければならない。

（変更の承認申請）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者が、前条に掲げる書類の記載事項に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ町社協会長の承認を受けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第13条 町社協会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。
- （4）その他町社協会長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 町社協会長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しにかかわる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 申請者は、第10条概算払い請求により交付済み補助金額に余剰が生じる場合は、その額を町社協会長に返還し精算するものとする。ただし、余剰額が1,000円未満である場合はこの限りではない。

（その他）

第15条 この要綱に定められるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。